

王朝文学に見る裳唐衣装束について

For Mo Karaginu costumes seen in the dynasty literature

鹿野 美由紀

Miyuki Shikano

大妻女子大学大学院 人間文化研究科 言語文化学専攻 博士後期課程

キーワード : 女房, 装束, 平安時代

Key words : Court ladies, Costume, Heian period

1. 研究目的

平安時代女性の正装は『延喜式』では唐風の朝服であったが, 中期以降になると国風文化の成熟とともに袴・単・桂・打衣・表着・裳・唐衣からなる裳唐衣装束へとかわっている。この唐衣と裳を着用した姿は女房の出仕の際の正式な衣装であった。このことから「裳」の着用意義について考察されたものが多く, 装飾による分類や着用者ごとの違いなどについて考察されたものは少ない。裳の装飾の中でも「摺り」と呼ばれる, 模様を染め出す技法を使った用例は多く, 「摺裳」「地摺の裳」という名称もあり, 一般的に用いられていた。「摺裳」と「地摺の裳」の違いについては『雅亮装束抄』に「上臈女ぼうの色を聴といふは青いろあかいろのおり物のからぎぬ地摺の裳をきるなり」の記述がある。『紫式部日記』にも「色ゆるされたる人々」は「地摺の裳」を, 「綾ゆるされぬ」は「大海の摺裳」を着用しており二つの間には明確な身分差があったことがわかる。しかしこれらの装飾や形など, 明確な違いについては明らかになっていない。また『うつほ物語』に「女御の君は, はらみたまへれば, とまりたまふ。御装束, 赤色の唐の御衣に羅の摺裳, 萌黄の色の織物の御小桂設けたり」とあり, 着用者から「摺裳」と書かれていても「地摺の裳」と考えられる用例がある。このことも両者の違いをよりわかりにくくしている。

そのため本研究では物語の中で多く見られる「摺裳」と「地摺の裳」は別物であるということ的前提とし, 両者の違いについて, 物語・日記その他有職故実書などの記述を比較・検討することによりその実態を明らかにすることを目的とする。特に「地摺の裳」に着目し確認していく。

2. 研究実施内容

有職故実書にて「地摺の裳」についての記述を確認すると, 『雅亮装束抄』にのみ上臈女房が「地摺の裳」と呼ばれる裳を着用する旨が書かれている。この「地摺の裳」についての説明は, 『世俗淺深秘抄』に「裳尋常水文也, 號地摺ハ如后宮桐竹鳳凰也, 不然ハ和絵也, 所謂花鳥類也」と記述され, 「和絵」を用いたものとあるのみである。それ以外の有職故実書においてはただ「地摺裳」の名前が見えるに留まる。

先行研究を確認すると「地摺の裳」の条件として以下の五つが確認でき, これらのうち二つ以上を兼ねているものもある。しかしいずれにおいても物語・古記録の用例と矛盾するものが出てきてしまう。

A・型を使い摺られたもの

「形木」と呼ばれる物の形を彫りつけた板を布に摺りつけて, 模様を染め出した。この「形木」は物語では『うつほ物語』に「御裳どもは形木のにもあれ, また染めたる色も限りなし」とあるのみであった。ここでは「裳」は「形木」と「染めたる」ものの二種類があったことが確認できる。多く辞典類で「摺り」とは「型紙や型木を用いて摺られたもの」と説明される。そのため型を使い摺られたものが「地摺の裳」とすると, 「摺裳」で現れる「大海」といった柄は型を使用せず摺ったこととなる。「大海の摺裳」の出現頻度は高く, 着用にも制限はなかった。型を使えば何度も同じ柄を作ることができた。誰でも着用することのできたものにこそ型を使ったと考えられる。

また, 同時代の古記録で「形木」を着用しているのは雑色や舎人など身分が低い者である。男女の別はあるが, 「形木」を禁色にのみ使っていると

は考えにくい。

そのため、型を使い摺られたものを「地摺の裳」の条件とするのは難しい。

B・多くの色が摺られたもの

『紫式部日記』において「色摺りの裳」が「地摺の裳」の意で使われている用例が見られる。しかし『うつほ物語』に中臈以下の人の使用であると考えられる用例が見られる。また『殿暦』に色が使われていない「白地摺裳」が長和の際に着用されていた旨が記されている。たとえ「白地摺裳」が特殊なものであったとしても、「白」でも「地摺の裳」と称することができたこととなる。これは色を使うことが「地摺の裳」であるための必須条件ではなかったと考えられる。

C・金泥銀泥が使われたもの

『枕草子』に積善寺へ向かう際の中宮・定子の装束が描かれている。舶来品であると考えられる「唐の薄物」に、象眼と呼ばれる細かい泥絵を施した「地摺りの唐の薄物に象眼重ねたる御裳」は、定子の威儀の描写からも「裳」として最高のものであると考えられる。しかし『紫式部日記』に中臈以下の命婦の着用「裳を白銀に泥して」と見られる。これは「地摺の裳」が許されない女房の精一杯の装飾の様子として説明される用例である。また『猪隈関白記』に「地摺の裳」の他に「泥絵裳」が別途立項されている。「地摺の裳」には同時に禁色の記述があるが、「泥絵裳」にはいずれも禁色と思しきものの記述がない。「泥絵裳」は禁色である「地摺の裳」ではないと考えられる。

そのため装飾の一部として使われたのであり、「地摺の裳」の必須条件ではないと考えられる。

D・織文様に摺り文様を加えたもの

材質は物語のみに「薄物」が、物語・古記録共に「綾」の使用が確認できた。「薄物」を使用した「摺裳」と思われる用例はなく、「薄物」が「地摺の裳」を構成する要素の一つとして用いられていたと考えられる。また日記には舞姫の装束の準備物の一覧であり「赤色唐衣」とともに現れている。少なくとも舞姫の装束としての「地摺の裳」に「綾」が使われていたことがあるのは間違いない。

『うつほ物語』「垣下の親王たち」と「宰相よりはじめて中将まで」へとわざわざ身分を分けて書いている以上、「菊の摺裳」と「綾の摺裳」には明確に違いがあると考えべきである。「菊の摺裳」の材質については明言されていないが、「綾」使用という材質の違いのみで考えることはできないだろう。「綾」使用という材質の違いのみを「地摺りの裳」の条件とするのではなく、摺られた柄も身分に応じて関係すると考えられる。

E・大和絵が摺られたもの

萩谷朴氏は『紫式部日記全注釈』（角川書店・一九七一年）において、描かれている図案により「地摺の裳」と称され、「大海の摺裳」は「地摺の裳」の下位概念であるとしている。しかし論拠としている『世俗淺深秘抄』にある「桐竹鳳凰」だが、管見した限りの用例に使用はなく、近世に至り『女房装束着用次第』に「裳 三重襷 地摺書桐竹鳳凰」が見えるのみである。また『栄花物語』に中宮の着用物に「菊の裳」が見られる。大和絵を用いたものや「桐竹鳳凰」のみを「地摺の裳」とすると、これをどう捉えるべきかが問題となる。

絵柄のみではなくそのほかにも「摺裳」と「地摺の裳」を分ける基準があったと考えられる。

3. まとめと今後の課題

今まで確認してきた「地摺りの裳」の条件と考えられる五つの項目では、確定できるものはなかった。これまでの用例を通し考えることができるのは、「地摺の裳」であるためには先行研究であげられているうち一つの条件だけでなく、二つ以上の条件を満たす必要があった。「地摺の裳」たり得る条件は、必ずしも見える位置に多色を使用した単純な型摺りではなく、地質に織文様を施した布帛の上から摺り模様を加えたものであり、またその絵柄によって「地摺の裳」の中にも身分差があったと考えられることができる。

今後、これらの条件の時代による違いについて比較・検討していきたい。

4. この助成による発表論文等

なし